

虐待防止のための指針

1 基本方針

株式会社裕夢想は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2 虐待の定義

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。暴力行為等で身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

性的虐待

本人がいやがる性的な行為やその強要。

経済的虐待

本人の合意なしに財産やお金を勝手に使う。理由もなしにお金を使わせる。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待の放置等、養護を著しく怠ること。意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている養護者がそれを放棄、又は放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的な状態を悪化させること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的・情緒的に苦痛を与えること。

3 虐待防止のための具体的措置

（1）苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

- ① 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ④ 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
 - ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること
 - イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること
 - エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

(3) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - オ 発生した場合の改善策
- ③ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電子記録等により保存する

(4) 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対し、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関の関係窓口、社会福祉協議会、担当居宅介護支援員、担当相談支援員、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援します。

(5) その他の取り組み

- ① 虐待に繋がりにかねない不適切なケアの発見・改善
- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 本指針等の定期的な見直しと周知

4 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

5 指針の閲覧

虐待防止のための指針は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

附則